

お客様 各位

平成18年度：税制改正について 【重要】

平成18年 3月18日
さくら記帳代行センター
所長 石川 維雪

いつもお世話になります。

18年度の税制改正に関して、お客様に影響が大きいと思われるものを、抽出してご案内申し上げます。

特に、中小法人の方、これから法人成りをお考えの方は、同族会社に対する課税が極めて厳しくなりますので、十分ご注意ください。(の項目)

なお、まだ法律が施行されておらず、細かな点は変更される可能性も残っていますので、あくまでも「現段階の情報」とお考えください。

また、一部「19年から実施」のものもありますので、ご注意ください。

個人所得課税関係（対象：個人事業主、給与所得者）

(1) 定率減税が廃止されます。

昨年までは年間税額の20%が定率減税により減税されていましたが、この18年分からはこれが10%に、また19年からは完全になくなることになりました。

また定率減税の上限も、17年は25万円でしたが、18年は12万5千円となります。

これを先取りして、この18年1月より給与所得に対する源泉税額表も新しくなり、毎月給与から引く源泉税も高くなりました。

(2) 19 年より所得税の税率区分が変更されます。

従来は、

課税所得	330 万円以下	10%
	900 万円以下	20%
	1,800 万円以下	30%
	1,800 万円超	37%

でしたが、

19 年分より

課税所得	195 万円以下	5%
	330 万円以下	10%
	695 万円以下	20%
	900 万円以下	23%
	1,800 万円以下	33%
	1,800 万円超	40%

となります。

(3) 19 年より住民税の税率が一元化します。

従来は課税所得に応じて 5%、10%、13% の 3 段階あった税率が、一律 10% となります。

(4) 耐震改修税額控除制度の創設

18 年 4 月 1 日より 20 年 12 月 31 日までに、一定の地域において昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された居住用家屋を、現行の耐震基準に適合させる回収を行った場合、税額控除できることになりました。

かかった額の 10% で、上限は 20 万円となります。

なお、固定資産税も軽減処置があります。

(5) 地震保険控除の創設

19 年より地震保険の所得控除が可能となります。(上限 5 万円)

(6) 寄付金控除の拡大

今まで1万円以上が控除として認められていたものが、5,000円以上に変更になります。

中小法人課税関係

(1) 交際費の損金算入の特例

1人当たり5,000円以下の飲食代については、交際費ではないものと認められます。

この処置は18年4月1日～20年3月31日に適用されます。

なお、自社内の飲食は対象となりません。

このため、この4月以降は、飲食代のご報告時に、必ず「自社内かどうか」と「人数」を明記していただく必要があります。

(2) 少額資産の損金算入の特例が延長されます。

1品30万円未満の資産を購入した場合、全額経費にできる処置が2年間延長されました。
(20年3月31日まで)

ただし、年間で300万円を上限とする、という制約が新たに設けられました。

(3) 役員の時給(ボーナス)の損金算入が可能に

これまで認められていなかった役員のボーナスが、「あらかじめ時期と額を定めておけば」経費として認められることになりました。

ただ実態として事項の(4)との絡みで、あまり節税効果は期待できません。

(4) 同族会社の役員報酬の給与所得控除分の損金不算入

今まで役員報酬は一般の給与と同じように扱われて来ましたが、会社としては全額経費になり、さらに役員個人が給与としての控除が受けられるようになっていました。

これにより事実上、2重の控除が受けられることになり、これが法人を設立して節税する大きなメリットでした。

ところが18年4月1日より開始される期から、同族会社の場合、そのルールが大きく変わります。

* 同族会社とは、代表者とその親族がほとんどの出資者で、役員も代表者の親族が多い企業を指します。

「同族関係者（代表とその親族）で出資金の90%以上を保有し」かつ「常時勤務している役員の過半数を同族関係者が占める」場合、同族関係者の役員報酬の給与所得控除額に相当する分が損金不算入となり、課税対象となります。

ただし、「法人の課税所得」と「同族関係者の役員報酬」の合計が800万円以下の場合には適用外となります。

これは重大なルール変更です。

具体的に考えて見ましょう。

例えば「課税所得が0円」「代表者の年間報酬が840万円」で、上記条件に合う同族会社だとしましょう。

今までですと、課税所得が0ですから法人税、法人事業税はなし、法人地方税の均等割（小規模法人で1事業所では7万円）だけを払えばよかったです。

ところが、今回の改正で代表者の給与の給与控除額に当たる2,040,000円が課税対象となり、法人税だけで448,800円発生することになります。

これに法人事業税などを加算すると、申告期の税負担は80万円以上と予想されます。

実際には、799万円まで非課税で800万から課税となるとその差が激しいので、若干の緩衝処置ができるものと思われますが、それにしても7万円ですんだものが数十万円となるわけですから、これは大変大きな痛手です。

なお、この件はあまりに影響が大きいので、弊社でも提携の税理士達と打合せを行いまして、もう少し詳しい情報を来週にもお届けする予定です。

特にこの3月決算の企業の方は、4月1日から開始する期が適用となるので、対策が3月中に必要ですので、追って個別にご案内さし上げます。

=====

さくら記帳代行センター

新規問合せ用 info@sakura-kicho.com

お客様専用 sakura@sakura-kicho.com

=====

世田谷事務所 所長 石川維雪

〒157-0072 東京都世田谷区祖師谷 5-32-31

TEL 03-3483-8221 FAX 03-3483-8221

Email setagaya@sakura-kicho.com

休業日：土曜・日曜・祝日

営業時間：10時～13時・14時～18時（13～14時は休憩）

柏事務所 所長 小林春彦

〒277-0005 千葉県柏市柏 6-7-7 葉山ビル 2F

TEL 04-7164-0742 FAX 04-7164-0743

Email kashiwa@sakura-kicho.com

休業日：土曜・日曜・祝日

営業時間：10時～14時・15時～18時（14～15時は休憩）

=====